

平成 18 年 12 月 19 日

文京区長 煙山力 殿  
文京区教育委員会教育長 宮下眞 殿

社団法人 日本造園学会

ランドスケープ遺産保全委員会  
委員長 進士五十八  
景観計画・デザイン研究委員会  
委員長 熊谷洋一

「文京区立元町公園および旧元町小学校に関する文化財保護審議会および景観審議会の開催を求める要望書について(回答)」に関して(再要望)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会からの要望書に対しまして 12 月 13 日付けでご回答いただきありがとうございます。

さてその回答に関しまして、先般の 8 月 18 日付けの要望書においてお願いした事項が十分に反映されていませんでしたので、再度ここに要望させていただきます。

12 月 13 日付けの回答書では、貴区では本年 7 月 26 日の都市計画審議会以降、「専門家のご意見及び現況調査の結果に基づき、文京区として景観や歴史性の継承などに十分配慮した案の検討を行っている」とのことですが、先般の要望書では、都市計画審議会が継続審議となった趣意にも従い、元町公園および旧元町小学校は文化財として、また社会資本ともいふべき重要な景観資源として、その改廃に関しては文化財保護審議会および景観審議会に諮問すべき議題であることの認識にたち、両審議会における慎重なる検討をお願いしておりました。しかしながら、貴区から両審議会への本件の諮問は実施されない一方で、9 月初旬には貴区文化財保護審議会委員全員の連名により元町公園・元町小学校の保存・活用についての要望書が区長に提出され、また 11 月初旬に開催された貴区景観審議会では、貴区景観条例に定める景観審議会独自の権限により、諮問によらず独自に元町公園等についての意見を行うことが提案された旨を聞き及んでいます。これらのことに鑑み、貴区におかれましてはこの件について両審議会へ諮問に付し慎重なる審議をいただけますよう再度お願いいたします。

また、7 月 26 日都市計画審議会以降に検討した「文京区として景観や歴史性の継承などに十分配慮した案」の存在があるようですが、こうした案は上述しましたように貴区の文化財保護審議会、景観審議会における慎重なる審議に加え、その結果の公表、住民等の意見の聴取などを踏まえた上で都市計画変更等の審議へと手順がすすむべき案件と認識しております。この意味では、12 月 22 日に開催予定されている元町公園の都市計画変更の継続審議にかかわる都市計画審議会は時期尚早と思われます。したがって、上記手順を踏まえていただけますよう格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

本要望書に対する貴区のご回答を文書にていただければ幸いです。なお、これまでに本会より貴区宛に差し上げた本年 6 月 20 日付質問・要望書ならびに本年 7 月 12 日付要望書に関しまして、いまだご回答をいただいております。ご多用のところ誠に恐縮ですがすべての要望書ご回答いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

以上